

平成 30 年度 第 1 回特別職報酬等審議会（会議要録）

1. 日 時 平成 30 年 10 月 11 日（木） 午後 7 時 00 分～8 時 35 分

2. 場 所 中野区役所 4 階 庁議室

3. 出席者(10 名)

(1) 委員（五十音順：敬称略）

石川 宏 稲尾 公貴 櫛田 正昭 櫻井 英一 鈴木 和子
林 香江 福原 紀彦 星野 新一 真先 薫 吉川 信將

(2) 酒井区長

(3) 事務局

高橋経営室長、石濱経営室副参事（経営担当）、事務局職員

4. 議 題

(1) 諮問

(2) 審議資料の説明について

(3) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）

(4) 今後のスケジュール等について

(1) 諮問

会 長

本年度、第 1 回目の審議会ということになりますので、開催に当たりまして酒井区長より当審議会へ諮問がございます。

区 長

～諮問文読み上げ、会長へ手渡す。～

会 長

ただいま酒井区長より審議会に諮問がございまして、ご挨拶の中で特別区人事委員会の勧告についてもご紹介がありました。

なお、酒井区長は所用がございまして、これにて退席されます。

（区長退席）

それでは、諮問の写しを各委員にお配りいたします。

（コピーを配布）

この諮問内容に基づきまして、今年度も委員の皆様と有意義な審議を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

さて、本年度第1回目ということでございますので、前回ご審議いただいてから1年近く経過してございます。各委員から一言ずつ加えていただきまして、後ほど、議題の所見について、ご意見を賜ってまいります。

各委員

～ 各委員 自己紹介 ～

会 長

さて、事務局のほうもご紹介をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

～ 事務局 自己紹介 ～

(3) 審議資料の説明について

会 長

次に、今回の審議会で用います配付資料につきまして、事務局より説明を得たいと思います。

石濱副参事

～事務局 審議資料及び冊子資料（財政白書）の説明～

会 長

ただ今、資料の説明がございました。昨年同様、今後の審議会でご議論いただくための基礎資料となっています。

各委員から配付資料について、ご質問がございましたらお願いしたいのですが、恐らく人事委員会勧告に関する質問が共通してあるのではないかとというふうに推察いたしまして、昨年は公民較差が0.13%というのがあって、それを是正して平均改定率0.1%とあって、今年は、公民較差がマイナス2.46%で多過ぎるというので、これを引き下げるのだという。民間給与が悪くなったのかという、そういうわけではなく、指標が変わったとのこと。去年と今年とで公民較差で大逆転が生じているということで、その辺のところを踏まえた勧告でございました。

まず勧告の数字がどうして出てきたのか、わかる範囲で教えていただけますか。

石濱副参事

昨年度と今年度で、大きく変わった点がございます。公務員の給料は、8等級に分かれていたのを、簡素化するという話になり、6等級に切りかえました。一般職員の2つの等級を1つに、それから課長級の2つに分かれた等級を統合しました。それに基づいて今年度の比較が行われ、比較をした結果、こういう結果になりました。何分、昨日勧告が出たばかりですので、詳細については、分析が行われていないというところです。

会 長

等級表を変えた段階でばっと上がっていたという事ですか。新しい等級表はいつから使っているのですか。

石濱副参事

今年の4月からです。

石川委員

去年度の答申に基づいて給与改定しても、平均給与月額というのは高くなってしまったということですか。

会 長

去年出したのは、去年の等級表に基づいて公民較差があるので、その部分について引き上げるというもの。今年議論をするのは、この4月からの等級表だから、等級表を改定したことによって、上がってしまった。

高橋室長

今年の4月には給料は上がっていませんが、給料表そのものが制度改正をされたものです。この制度では、例えば主任として50万円貰っていた人が、新しい制度の主任とならなかった場合に、35万円位に給料が下がるという制度でした。そこで、現給保障という経過措置を設けました。経過措置を含めた金額で比較したら民間の給与に比べ高いということで、勧告を出しているという形になっています。

石川委員

こういうふうには人事委員会勧告が出ると、一般職員の給与はほぼこれに沿った形になるのですか。民間の労使交渉とは違うがどうなのか。例えば、このとおりにならないということもあり得るのですか。

高橋室長

可能性としては労使交渉なのであり得るが、ここ十何年ずっと勧告は尊重するという形で落ちつかせていますので、現実的には勧告どおりに妥結する形になると思われます。

吉川委員

国の人事院勧告はプラスですけれども、今まで国と都とかで違っていたということですか。

高橋室長

同じような比率に大体なっていました。

会 長

国は等級を変えていないのでしょうか。

高橋室長

国は変えていないと思います。民間と比較すべきところの給料表との関係が、経過措置も含めている部分があるので、多いだろうと判断されてしまった。簡単に言えばそういうことかなというふうに分析しています。

会 長

ここへ来る前に、国の人事院の総裁とお話をしてきましたが、ここに着いてからこの話を聞いて、特別区はえらく状況が違うなと思いました。今までの給与表はもらいすぎているという判断ではなくて、公民較差の是正だとの考えですか。

高橋室長

もらい過ぎていたのではなくて、簡単にいえば、公務員は役職者と一般職員とであまり給料の差がない。そういった事から責任と職務に合わせた制度に変えるものとした。

制度を変更し、例えば、主任になっていない人は、主任ではないのだから給料を下げますといったら、もう既に、その職の給料表の最高額の人がある。その人たちは給料表の改定により額が下がる事になる。公務員の場合は減額ということにはできないので、経過措置を設けた。そういう経過措置の分も含め民間と照らし合わせると、民間の同じ職責と比べたら、給料が高いではないかということで、改定するというふうに分析しています。

この勧告はもらったばかりなので、各区が疑問に思っって人事委員会にいろいろ問い合わせして、もう少しわかりやすい説明や資料が出てくると思うが、今私どもが持っている情報の中ではそう分析しています。

石川委員

個人個人の公務員一人一人を見ると、去年もらっていたのと、この給料表が変わると、来年度というか、今度はもらいが少なくなるというイメージなのですか。

高橋室長

本当はその表の自分の職責でいってしまえば、給料は下がってしまう。下がってしまうが、経過措置により前と同じ給料を保障しますというのがあります。

事務局職員

例えば、私が今、50万円もらっているとして、この給料表の改定で49万とか48万に下がることは下がります。今、室長がお話ししたのは、今年の4月に制度改正して、例えば、今まで主任で50万円もらっていた人が、制度が変わり、仮に主任ではない一般職の職員になった人がいたら、その人の給料は、本来は40万円になるべきだけれども、50万円のまま現給保障をしているという制度が経過措置で残っているという話です。

今回の勧告どおり、給料表が変わったら給料は、基本的に平均で9,000円程度下がることとなります。

会 長

給料表そのものを変えない限りは、その人が今でもらっている暫定のところより上げる

までは、それが続くわけですね。

事務局職員

あるいはその対象の方が退職するまではずっと変わらないということです。

会 長

そういうことになるから、その分も含めて今までももらい過ぎていたという、新しい等級表を前提にすればもらい過ぎていたという判断なのですよね。だから、ベアを切り下げているという話じゃない。責任手当はつけているのですか。

高橋室長

管理職には管理職手当があります。

林委員

結構、年功序列が大きいですね、そのまま。

高橋室長

昔は年功序列がすごかった。役職になってもならなくても、給料表に頭打ちの額の差があまり無かった。

これを早く解消するとしてきたのが最近の流れです。

真先委員

資料の中野区議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の第6条第1項で、3月1日、6月1日、12月1日に在職するもので・・・とありますけれども、期末手当は年3回あるということですか。

石濱副参事

年3回。年全体の支給月数は決まっているが、それをどういうふうに割り振るかということで、年3回で支給しています。

真先委員

一般職員の方も年3回か。

石濱副参事

同じです。

稲尾委員

先ほどお話に出ていた等級表の改定ですが、以前と今の変ったものの比較ができるものを見せいただくことはできるのか。結局は経過措置があって、今もらっている報酬は変わらないけれども、その等級が変わったことによって、比較する対象が変わったということです。

よね。

会 長

少なくとも等級表の変更と、今回の勧告による変更の理由をもう少し補足するような資料が人事委員会から出たら、次回の資料としていただければというふうに思います。この点については次回、もう1回確認したいと思います。

そのほかの資料はどうでしょうか。

真先委員

区議会だよりか何かで見た記憶があるのだが、特別職報酬の条例改正案に対して賛成されている方と反対されている方があった。何名かの方が反対されたと思うが、どういう理由でこの改正条例、つまり答申したものに対して反対されたのか、理由を教えてください。

会 長

区長は我々の答申を踏まえて、条例の改正案を出しています。それに対する反対というのがあったらどういう理由か教えてくださいということですが、これも次回ですね。

櫛田委員

財政白書の3ページの表で、収入合計が13億減少しているということだが、これはふるさと納税とか、そういうことの影響が出ているのですか。

石濱副参事

特別区交付金が15億近く落ちている。特別区税自体は6億1,600万円ぐらい増えている。ただ伸び率の増え方ですけれども、ふるさと納税で持っていかれた分を差し引いてもこれだけ伸びている。明らかな額ははっきりしないが、ふるさと納税の影響はあったらというふうに考えています。

櫛田委員

ふるさと納税の影響は特別区税に出てくるのですか。

石濱副参事

特別区税に出てきます。特別区税は景気の影響や納税者の数の増加等で増えている。仮に、ふるさと納税がなかったとしたら、もっと増えていたところですよ。

会 長

区長がお代わりになったということで、我々が決める特別職の方は、どこまで代わったのですか。

高橋室長

教育長が退任して空位の状態です。副区長につきましては、第1副区長について選任中で

す。実質的には監査委員を含めると5人いるが、今のところ区長と監査委員と第2副区長がおり、あとの2人が欠けた状態です。議員は、来年の4月までは変わりません。

会 長

教育長は、いつから空席ですか。

事務局職員

6月からです。

会 長

辞めた人は、4月から6月分は上げたり下げたり調整するわけではないわけですね。

高橋室長

そのままです。

(5) 議員報酬及び区長等の給料の適否について(審議)

会 長

それでは、次に議員報酬及び区長等の給料の適否についての審議に入りたいと存じます。ここでは総論的なことですので、何かお気づきになったり、次の審議の進め方や何か参考に参考になるご意見等を一言ずつでも賜って、もう1つは通例ですと2回目あたりに区議会、教育委員会や監査委員にお出ましいただいていました。

石川委員

教育委員会の事務局の方に来ていただいて、話を聞きたいなと思います。

吉川委員

教育長がいないとあと教育委員は非常勤ですよ。4人ということなのですからけれども、今、4人全員いらっしゃいますか。

高橋室長

いらっしゃいます。教育の大きな決定事項については、4人で決定しますが、教育委員会事務局次長という部長がいますので、教育委員会事務局の事務は部長がマネジメントしている。最終的な大きな決定というのは教育委員が。もちろん教育長がいなければいけない部分もあります。

会 長

特に区長の交代ということで、区長、副区長の職責についてこれまで区長や副区長のお出ましというのはなかったのだけれども、区長、副区長の職務内容の確認をするためにお出ましいただくとしたらどんなところですかね。

高橋室長

中野区政を動かすのが区長の職務になりますから、具体的な手続きとかをここで自ら説明するものではないと思います。自分で公約を定めて、中野区の方針に基づいて動いていますので、ここで説明を求めるといのは、ちょっと違うのかなと考えます。

星野委員

次長さんはそばで教育長の仕事をよくご存じだと思うので、その方のお話を聞いてもいいのかなとも思いますし、酒井区長のこれからの意気込みみたいなものを聞いてみたい。

林委員

私は聞いたことがない方だったらどちらでも。

真先委員

私は副区長というのは複数いらっしゃるというのは意識していなかったもので、どういうふうに分担しているのか。それから今の区長に代わりまして、今後どういうふうにしていくのか、見通しがわかれば教えていただきたいです。

鈴木委員

私は中野区の議長をお呼びして、議員定数が中野区は人口に比べると、他区に比べてちょっと多いので、人数を少なくすると議会が回らないのかどうか聞きたい。

櫛田委員

前に議会の事務局の責任者にお話を聞きましたけれども、重なるかもしれませんが、ぜひ議員の役割分担みたいな、委員会の制度とか、その辺をまた確認したい。

稲尾委員

私も議員に、仕事の内容等を伺いたいです。

櫻井議員

私も興味があるのは議員です。

会 長

進め方として、今回はまだいろいろな判断をする前提としての事情聴取や調査というクールになるのではないかと思います。

資料につきましては、特別区の人事委員会勧告に関して、更にいきさつや理由等用意いただけますでしょうか。

次回、改めて教育長に関して子ども教育経営の副参事に出席をお願いしましょう。それから、区長、副区長の特別職ですけれども、特に分担制の副区長の内容等がおわかりいただける方で。それと、今回要望が特に強いのは、議長、副議長、または議員どなたかと議会事務

局の方が来ていただければ。

石濱副参事

議会を代表して話を聞くことになる、議長もしくは副議長以外では議会を代表するということにはならないと思いますので、事務局になります。

(6) 今後のスケジュール等について

会 長

各委員からいろいろご意見をいただきました。

最後に今後のスケジュールにつきまして、事務局より説明をお願いします。

石濱副参事

お手元のスケジュール案をご覧ください。第2回を11月1日(木)、第3回を11月16日(金)開催を予定しております。各回午後7時からになります。第4回の日程につきましては、別途調整したいと思います。今月下旬に日程調整をし、次回、日程をご案内したいと考えているところでございます。

会 長

それでは、本日の審議会は、これで終了いたします。どうもありがとうございました。